

65	産業労働局	中小企業制度融資
事業概要	<p>中小企業制度融資は、都内の中小企業者が事業の活性化や経営の安定等に必要な資金を円滑に調達できるよう、都、東京信用保証協会及び金融機関の三者が協調して行う融資である。都が、融資メニューや融資条件などを定めるとともに、融資の呼び水として都の資金を金融機関へ預託し、東京信用保証協会が中小企業の信用保証を行い、金融機関が融資を実行する。</p> <p>現在の保証限度額は、無担保保証の8,000万円を含め、原則として2億8,000万円までとなっている。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3年間の主な制度融資メニューの充実等 (平成21年度) <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利の0.4%引下げ ・「チャレンジ」 融資対象事業の拡充 ・「リバイバル支援」 融資期間の延長・据置期間の設置 ・「経営緊急」 据置期間の拡大 ・「経営」 融資目標額の拡大 ・「クイックつなぎ」 融資限度額の拡大 ・「経営緊急」 国の景気対応緊急保証制度に対応し継続 (平成22年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「経営緊急」 国の景気対応緊急保証制度に対応し継続 ・「クイックつなぎ」 融資限度額の拡大(12月6日) ・「災害復旧資金融資」 東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者を対象として実施し、保証料の全額を補助 (平成23年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「災害緊急」 国の東日本大震災復興緊急保証に合わせ創設 ・「災害復旧資金融資」 東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者に対し、0.5%の利子補給を実施(7月15日) ・「円高セーフ」「円高一般」 円高に対応するためメニューを創設し、企業規模に関わらず、保証料の1/2を補助 ・「クイックつなぎ」 融資限度額の拡大(12月5日) 	
現在の進行状況	<p>平成24年度については、中小企業者に対する円滑な資金供給の維持拡大を図るため、次のとおり制度改正等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営一般」 電気料金値上げにより経営に影響を受ける企業を対象に追加(8月23日)。リーマンショック等により経営に影響を受けている企業を支援するため、融資要件を緩和(10月23日) ・「都経営力強化」 国の認定した経営支援機関等の支援を受けて経営改善に取り組む企業に対するメニューを創設(9月28日) ・「特別借換」 金融円滑化法終了に伴う緊急対策として、保証付融資を一本化するメニューを創設。小規模企業者に対し保証料の1/2を補助(2月27日) 	
今後の見通し	<p>中小企業者にとって、よりわかりやすく利用しやすい制度融資となるよう、引き続き制度改善を図っていく。また、国の方向性を踏まえ、適切な対応を図る。</p>	
問い合わせ先	産業労働局 金融部 金融課	電話 03-5320-4876